**やまなし障害児・障害者プラン2021の概要**

**プランの基本的な事項**

(1)策定の趣旨　県が市町村や関係機関等と連携しながら総合的に障害者福祉施策に取り組むための基本指針

(2)位置付け　①山梨県障害者計画（障害者基本法）、②第６期山梨県障害福祉計画（障害者総合支援法）、③第２期山梨県障害児福祉計画（児童福祉法）④山梨県障害者文化芸術活動推進計画（障害者文化芸術推進法）の4本の計画を統合して策定

(3)期間　令和3～5年度（3年間）

(4)障害保健福祉圏域　4圏域（中北圏域、峡東圏域、峡南圏域、富士・東部圏域）

**山梨県における障害のある人の現状**

(1)身体障害者手帳交付者数（各年3月31日現在）　H23年41,387人、H26年39,850人、H29年35,875人、R2年35,220人

(2)療育手帳交付者数（各年3月31日現在）　H23年5,463人、H26年5,777人、H29年6,330人、R2年6,739人

(3)精神障害者保健福祉手帳交付者数（各年3月31日現在）　H23年5,143人、H26年6,041人、H29年6,884人、R2年8,001人

(4)特定医療費（指定難病）受給者証交付者数（各年3月31日現在）　H23年3,410人、H26年3,851人、H29年4,616人、R2年4,646人

(5)民間企業に雇用されている障害のある人の数

　・障害者数　H23年度1,279人、H26年度1,442人、H29年度1,709人、R2年度1,888人

　・実雇用率　H23年度1.67%、H26年度1.79%、H29年度1.95%、R2年度2.05%

**障害のある人を取り巻く環境の変化**

(1)国の動向

・障害者権利条約の批准（H26年1月）

・障害者差別解消法 施行（H28年4月）

・改正・障害者雇用促進法 施行（H28年4月）

・改正・発達障害者支援法 施行（H28年8月）

・改正・障害者総合支援法及び児童福祉法 施行（H30年4月）

・障害者文化芸術推進法 施行（H30年6月）

(2)本県の取組

・関係法令の整備を受け、障害者幸住条例を改正（H27年12月）

・改正・同条例 施行（H28年4月）

(3)その他

・新型コロナウイルス感染拡大

・東京2020オリンピック・パラリンピック開催（R3年7月～予定）

**基本理念**

　県民誰もが、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

**プランを貫く基本的視点**

・障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

・あらゆる場面における利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上

・障害者本位の総合的かつ分野横断的な支援

・障害特性などに配慮したきめ細かい支援

・性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援

・安全・安心で感染症に負けない社会の構築 ＜新＞

「感染症に対して強靱な社会」への移行に向けた取組の推進

今後起こり得る未知の感染症への対応など、感染症に対して強靱な社会への移行を見据え、安全・安心な生活を確保できるよう、感染防止の観点を取り入れた施策を推進

（個々の施策に反映）

・障害のある人とない人の相互理解の促進及び社会参加の推進 ＜新＞

障害者スポーツの推進

文化芸術活動の充実（山梨県障害者文化芸術活動推進計画）

・PDCAサイクルなどを通じた実効性のある取組の推進

**山梨県障害者計画**

**＜施策の柱１＞**

誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる

障害及び社会的障壁に関する問題がすべての県民の問題として認識され、その理解が深められることで、バリアのない誰もが暮らしやすい地域社会を目指す

① 相互理解の促進

啓発・広報活動の推進

福祉教育などの推進

② 民間との協働体制の整備・市町村との連携

ＮＰＯ、ボランティア等の活動の推進

障害のある人の活動の支援

③ 差別の解消及び権利擁護の推進

障害を理由とする差別の解消の推進

権利擁護の推進

④ ユニバーサルデザインの推進・利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上

障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

行政サービスにおける配慮の推進

⑤ 安全・安心の確保

防災対策の推進

防犯対策の推進及び消費者トラブルの防止

感染症に対して強靱な社会への移行に向けた取組の推進

**＜施策の柱２＞**

望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす

障害のある人ができる限り自分で選んだ住まいで、必要とする福祉サービスや医療を受けながら、自ら描く人生を進んでいくことができる、そのような暮らしの実現を目指す

① 自己選択・自己決定の支援

相談支援体制の構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

住宅の確保

② 障害福祉サービス等の充実・質の向上

訪問系・日中活動系・居住系サービスなどの充実

障害児のための支援サービスの充実

サービスの質の向上など

人材の育成・確保

③ 保健・医療の充実

早期発見・早期支援・早期治療の実施

医療・リハビリテーションの充実など

医療的ケアを要する障害児（者）の支援

子どもの心のケアの推進

精神保健・医療の提供など

難病に関する施策の推進

**＜施策の柱３＞**

自らの力を高め、いきいきと活動する

障害のある人が地域の一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、障害のある人とない人が共に学び、働く中で、障害のある人が自らの力を高め、芸術活動やスポーツなどを通して大勢の人と交流しながら、地域でいきいきと生活することを目指す

① 教育の充実

幼児期から学齢期における支援の充実

インクルーシブ教育の推進

教育環境の整備

② 雇用・就労・定着に向けた支援

障害者雇用の促進

総合的な就労支援

障害特性に応じた就労支援及び就業機会の確保

農福連携による就業の場の創出

③ 社会参加への支援

意思疎通支援の充実

外出や移動などの支援の充実

④ 障害者スポーツの推進 ＜新＞

障害者スポーツの拠点づくり

障害者スポーツの普及

障害者スポーツの競技力の向上

⑤ 文化芸術活動の充実 ＜新＞

鑑賞・創造・発表の機会の確保

芸術上価値の高い作品への支援

交流の促進・障害者理解の促進

**地域生活移行・就労支援等に関する成果目標及びサービスの見込量など（ 第６期山梨県障害福祉計画・第２期山梨県障害児福祉計画）**

**基本的理念**

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体の計画として策定

① 障害のある人の自己決定を尊重し、必要なサービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加を実現できるよう、障害福祉サービスや障害児通所支援などの提供体制の整備の推進

② 市町村を実施主体とした、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供体制の整備の推進

③ 地域の社会資源を活用したサービス提供体制の整備の推進、また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

④ 地域共生社会を実現するための取り組みの推進

⑤ 障害児のライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築の推進

⑥ 障害福祉人材を確保するための取組の推進

⑦ 文化芸術活動の推進による、障害のある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進

**計画の期間**

令和3～5年度（3年間）

**成果目標（暫定値）**

【成果目標1】施設入所者の地域生活への移行

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 目標値 |
| 地域生活移行者数 | 令和元年度末の入所者の7.5％、84人（令和3～5年度の累計） |
| 施設入所者減少数 | 令和元年度末の入所者の3.5％、39人（令和元年度末と令和5年度末の入所者の差） |

【成果目標2】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 目標値（令和5年度） |
| 退院後1年以内の地域での平均生活日数 | 316日　（国の指針316日以上） |
| 1年以上の長期入院患者数 | 65歳以上 533人65歳未満 330人（国算定式による値） |
| 入院後3ヵ月時点の退院率 | 72％　（国の指針69%以上） |
| 入院後6ヵ月時点の退院率 | 86％　（国の指針86%以上） |
| 入院後1年時点の退院率 | 93％　（国の指針92%以上） |

【成果目標3】地域生活支援拠点等が有する機能の充実

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 目標値（令和5年度末） |
| 地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討 | 全市町村（市町村間の連携による整備を含む） |

【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 目標値（令和5年度） |
| 就労移行支援等を通じた一般就労への移行者 | 令和元年度の移行者の1.94倍、152人（国の指針1.27倍） |
| 就労移行支援事業の利用者数 | 令和元年度の利用者の1.86倍、54人（国の指針1.30倍） |
| 就労継続支援のうち、就労継続支援Ａ型事業の利用者数 | 令和元年度の利用者の2.04倍、47人（国の指針1.26倍） |
| 就労継続支援のうち、就労継続支援Ｂ型事業の利用者数 | 令和元年度の利用者の2.04倍、51人（国の指針1.23倍） |
| 就労定着支援事業等を通じた一般就労への移行者 | 7割が就労定着支援事業を利用 |
| 就労定着支援事業の就労定着率 | 事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上 |

【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 目標値（令和5年度末） |
| 児童発達支援センター | 全市町村（市町村単独が困難な場合は圏域での設置も可） |
| 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 | 全市町村 |
| 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 | 県 |
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 | 全市町村（市町村単独が困難な場合は圏域での確保も可） |
| 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 | 全市町村（市町村単独が困難な場合は圏域での確保も可） |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置と医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | 県、全ての圏域、市町村ごとに設置（市町村単独が困難な場合は圏域での設置も可） |

【成果目標6】相談支援体制の充実強化等

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 目標値（令和5年度末） |
| 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保 | 各市町村又は各圏域 |

【成果目標7】障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 目標値 |
| 指導監査結果を関係市町村と共有する体制の構築 | 県、市町村 |

※ 成果目標は、国の基本指針に基づき設定。

成果目標には、その目標を達成するため、障害福祉サービス利用者数等の活動指標（基本指針において、成果目標を達成するために必要な量等として計画において見込むべきとされている数値）を設定する。

■ 計画の達成状況の点検及び評価に関する事項

成果目標及び活動指標については、少なくとも年1回は実績を把握し、障害者施策及び障害児施策並びに関連施策の動向を踏まえながら、分析及び評価を行い、施策推進協議会などの意見を聴き、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じ、その結果を公表する。